

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	介護保険に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

直方市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県直方市長

公表日

令和3年4月12日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	・被保険者の資格取得・異動・喪失等の届出 ・被保険者証の交付・再交付 ・介護保険料の算定 ・介護保険料の減免・徴収猶予に係る申請の受理及び審査 ・要介護認定の新規・変更等の申請や居宅・介護予防サービス計画の届出の受理 ・福祉用具購入費・住宅改修費・その他償還払い、介護保険高額介護サービス費等の支給申請の受理及び決定 ・介護保険負担限度額の認定申請の受理及び審査
③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 宛名管理・情報連携インターフェースシステム 5. 中間サーバ

2. 特定個人情報ファイル名

- ・介護保険賦課情報ファイル
- ・介護保険給付情報ファイル
- ・収納情報ファイル
- ・滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法別表1項番68
--------	------------

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険関係」が含まれる項 (1,2,3,4,6,26,30,33,39,42,56-2,58,61,62,80,87,90,93,94,95,117の項) (別表第二における情報照会の根拠) : 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、事務の内容に介護保険関係が含まれる項 (93、94の項)	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民部 保険課 高齢者保険料係 市民部 健康長寿課 介護サービス係
②所属長の役職名	保険課長 健康長寿課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 総合政策部 総務課 総務法制係 電話0949(25)2222
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	郵便番号 822-8501 福岡県直方市殿町7番1号 直方市役所 市民部 保険課 高齢者保険料係 電話0949(25)2116 ※介護保険賦課情報ファイル 健康長寿課 介護サービス係 電話0949(25)2390 ※介護保険給付情報ファイル
-----	---

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]